令和８年度電炉プロセス転換円滑化支援業務公募説明書

１　当該公募の趣旨

本業務については、日本製鉄株式会社（以下「日鉄」と略）九州製鉄所八幡地区における電炉プロセスへの転換及び高炉の休止に伴う市内企業・地域経済への影響を調査し、支援策の検討につなげることを目的に、生産工程やサプライチェーンの把握、個別訪問による市内外の協力企業への具体的な売上・雇用等の影響の聞き取り、並びに、協力企業に必要とされる支援ニーズの分析等を行うため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても３の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、３の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は企画競争を実施する。

２　業務概要

（１）業 務 名　　令和８年度電炉プロセス転換円滑化支援業務

（２）業務の詳細な説明

ア　日鉄九州製鉄所八幡地区に関わる生産工程やサプライチェーン調査（生産工程に応じた協力企業等の把握）

イ　サプライチェーンに関わる企業への訪問等による聞き取り調査（電炉プロセス転換及び高炉休止に伴う売上・雇用等への影響の有無・影響度、再委託先の有無、支援ニーズ等）

ウ　ア及びイの調査結果に基づく分析・提案

３　応募要件

（１）基本的要件

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

イ　北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成７年北九州市規則第１１号）第６条第１項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

ウ　有資格業者名簿において「Ａ」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が福岡県内であること。

エ　本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

（２）基本的要件以外の要件

ア　国又は地方公共団体等において、本業務と同種又は類似の調査・分析業務を受託した実績を多数有すること。

イ　鉄鋼業、鉄鋼生産及び鉄や金属に関する製造業のエネルギー転換等について、高い知見と経験を有していること。

ウ　北九州市内において、本業務と同種又は類似の調査・分析等を行った経験を多数有すること。

エ　厳格な法令順守の運営体制及び高い社会的信用力を有すること。

オ　説明書記載の業務をすべて履行できる体制を有すること。

カ　ア～オについて、要件が確認できる書類及び応募者の概要がわかる書類を提出できること。

４　手続き等

（１）契約担当課（問い合わせ先）

住　　所　　北九州市小倉北区城内１番１号

担当課名　　産業経済局産業政策課

電話番号　　０９３－５８２－２２９９

E-mail　　san-sangyou@city.kitakyushu.lg.jp

（２）説明書に対する質問受付及び回答

ア　受付期間

令和８年１１月１１日から令和８年１１月２６日まで（閉庁日を除く。）の毎日、９時から１７時まで

イ　受付担当課

（１）に同じ。

ウ　回答

受付担当課から回答する。

（３）参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア　提出期間

令和８年１１月１１日から令和８年１１月２６日まで（閉庁日を除く。）の毎日、９時から１７時まで

イ　提出場所

（１）に同じ。

ウ　提出方法

応募者は、別紙「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに電子メール（PDF ファイル）で提出すること。

（４）その他

ア　参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。

イ　参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ　提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ　提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ　参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

カ　参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

キ　予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は企画競争を中止する場合がある。

ク　参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。

ケ　クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して７日以内に、書面により、北九州市産業経済局産業政策課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。